

岩手県告示第47号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成24年1月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡山田町関谷地内から宮古市金浜地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年1月10日から同年3月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量）